

自動車保険(共済)を見直してみませんか？

1台～9台所有の正会員様および社員様対象

☆ 団体契約でお得！！団体割引12.5%適用！

正会員の皆様の自動車共済契約には香川県火災共済(協)の団体割引12.5%が適用されます。(正会員とその役員・社員及び同居のご家族が所有されるお車が対象)

団体割引率12.5%は、2022年9月30日までを共済期間の初日とする契約に適用されます。割引率は団体のご契約台数により毎年見直され、変動する場合があります。

お得に加入！



一般にご加入の際の共済掛金

×

団体割引12.5%

⇒

経費節減

10台以上所有の会員様対象

☆ 共済独自の『選択型』フリート！ ☆

所有・使用のお車(用途車種問わず)を1年間に10台以上当組合にご契約いただく場合、フリート契約の取扱いとなります。西日本自動車共済のフリートでは、共済独自の選択方式により、「A方式」と「B方式」の2種類をご用意。事業の特性や事故発生状況等のリスクに応じて、いずれかをご選択いただけます。

A方式

増車を含むすべてのお車に、成績(損害率)により決定された同率のフリート割引・割増を適用します。



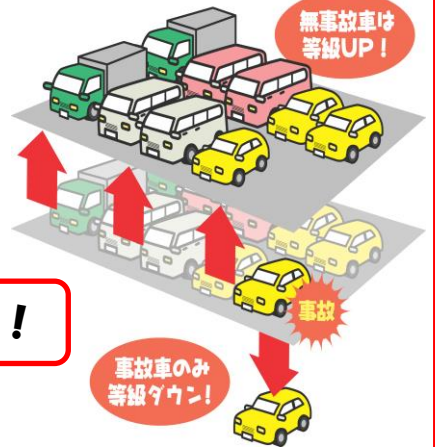
事故を起こしても、全体の損害率が軽微なら一斉に割引率アップ！

最大70%割引

※(総契約台数 300台以上は最大75%割引)

B方式

お車1台ごとに、事故の有無・件数に応じたノンフリート等級別割引・割増、事故有期間を適用します。



無事故車は等級UP！

事故車のみ等級ダウン！

共済独自！

フリート多数割引
10%

最高20等級(63%割引)

- 本チラシは集団団体及びフリート契約の概要を記載したものです。●集団団体及びフリート契約のお取扱方法・各共済・特約の補償内容および共済金をお支払いできない場合、割引等の詳細については自動車共済のパンフレットまたは「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。●取扱代理所にお尋ね下さい。●取扱代理所は、西日本自動車共済協同組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代行業務を行っております。従いまして、取扱代理所とご契約いただいで有効に成立した契約につきましては、西日本自動車共済協同組合と直接契約されたものとなります。●ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。●西日本自動車共済協同組合は、全国自動車共済協同組合連合会が運営する再共済事業に加入しております。
- 初めて自動車共済にご加入の場合、出資金(1,000円)又は員外利用料が必要となります。

引受組合



西日本自動車共済協同組合

(香川県支部) 高松市西内町4-6 神原ビル2F TEL: 087-822-6309 FAX: 087-822-6505
(本部) 福岡市博多区東比恵2-15-25 TEL: 092-441-5901(代表)

【お問い合わせ代理所】

香川県火災共済協同組合

〒760-0066 高松市福岡町2-2-2-501

(香川県産業会館5F)

TEL: 087-851-3208 Fax: 087-851-6287